

中央労働災害防止協会役員候補者の公募について

中央労働災害防止協会役員候補者を公募しますので、お知らせいたします。

- 1 公募を実施する法人
中央労働災害防止協会
- 2 公募する役員候補者の役職
専務理事（常勤）選任予定 1名
- 3 任期
平成31年6月1日～平成33年5月31日（再任されることがあります。）
- 4 職務内容等
職務内容の詳細、待遇等は職務内容書をご覧ください。
- 5 必要な資格、経験等
職務内容書をご覧ください。
- 6 選考の視点
職務内容書において求める資格、経験等を踏まえ、役員としての適格性を有しているかどうかを総合的に判断します。
- 7 選考方法
 - (1) 第一次選考（書類審査）
選考結果は、平成31年4月下旬までに、その合否を応募者全員に連絡します。
 - (2) 第二次選考（面接審査）
選考委員会による面接を5月上旬に行う予定ですが、詳細は第一次選考合格者に対して個別にご連絡します。
第二次選考の結果は、第二次選考終了後、その合否を第二次選考を受けた方全員にご連絡します。

(3) 役員への選任手続き

第二次選考合格者は、理事会の議決を経た上で総会における役員選任の候補者となり、総会の議決を経て理事として選任され、会長から専務理事に指名される予定です。

8 応募方法

(1) 応募書類

ア 履歴書・職務経歴書

- ・ J I S 規格履歴書を用い、最近3ヶ月以内に撮影した顔写真を貼付してください。
- ・ 確実に連絡の取れる電話番号、携帯電話番号及びEメールアドレスを記載してください。
- ・ 職務経歴書は、任意様式により、職務経歴(職務内容書の「5 必要な資格、経験等」に該当する経験等に係る記述を含む。)を記載してください。

イ 自己アピール文書

・ テーマ

「特別民間法人である中央労働災害防止協会の課題をどのように認識し、自らの経験・知識をどのように活かし、専務理事としていかなる貢献ができるか」

- ・ A 4 用紙 2 ページ、2,000 字程度

(2) 応募期限

平成 31 年 4 月 15 日(月)(必着)

(3) 応募書類送付先

〒108-0014

東京都港区芝 5-35-2

中央労働災害防止協会総務部総務課

応募書類は必ず簡易書留により公募期間内に到着するように送付してください。また、封筒には「役員応募書類在中」と朱書きしてください。

9 応募に関する問合せ先

中央労働災害防止協会総務部総務課(長谷村、柴田)

電話番号 03(3452)6841

10 その他

- ・ 応募書類の返却はいたしません。
- ・ 応募に係る費用は、全額応募者負担とします。
- ・ ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報は本公募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。

職 務 内 容 書

中央労働災害防止協会 専務理事(常勤)

【ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

当協会は、「労働災害防止団体法」に基づいて設立された特別民間法人であり、事業主の自主的な労働災害防止活動の促進を通じて労働災害の防止に寄与するという公共的使命を有し、労働災害の防止に向け、経営トップ、ライン管理者、安全衛生スタッフ等を対象とした安全衛生に関する各種教育研修の実施、事業場の安全衛生状態の診断等の安全衛生技術サービスの提供、安全衛生活動に役立つ図書等の作成・販売や安全衛生情報の提供等の業務を実施している。

労働災害防止への寄与という公共的使命を果たすためにも、当協会としては、事業体としての発展を図っていくため、高齢化、技術革新、産業構造の変化など労働安全衛生を取り巻く環境の大きな変化に対応し、「経営基盤の強化」と「事業の拡充」を図ることが課題となっている。

当協会が置かれているこのような状況を踏まえ、専務理事には、理事長を補佐し、組織の課題に意欲を持って取り組む能力とともに、当協会の使命の達成に向けて、労働安全衛生に関する専門的知見を有する職員等約360人が一体となって業務に取り組んでいけるよう、指導力と労働災害防止に関する熱意を有することが求められる。

1 法人名

中央労働災害防止協会

2 法人の業務概要

当協会は、事業主の自主的な労働災害防止活動の促進を通じて、労働災害の防止に寄与することを目的として、以下の業務を実施している。

(1) 安全衛生に関する各種教育研修事業の展開

- ・経営幹部、ライン管理者、安全衛生スタッフ等を対象とした各種教育研修の実施、ゼロ災運動の普及促進
- ・事業場で安全衛生教育に従事する指導員の養成

(2) リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）の普及

- ・ 関連する研修会の実施、事業場への個別支援、ISO（JISQ）45001、45100 など OSHMS 認定
- (3) 労働者の心身両面の健康づくりの支援
 - ・ 健康づくり及びメンタルヘルスに関する研修会の実施、講師派遣
 - ・ ストレスチェックサービス
- (4) 事業場の安全衛生状態の診断、化学物質の分析等の安全衛生技術サービスの提供
- (5) 全国産業安全衛生大会の開催
- (6) 安全衛生活動に役立つ図書等の作成・販売、安全衛生情報の提供
- (7) 海外の安全衛生情報の提供と国際協力

これらの業務を実施するため、当協会は、本部以外に、当協会の業務を一定の地域ごとに処理するための地区安全衛生サービスセンター（全国7センター・2支所）、事業場で安全衛生教育に従事する指導員を育成する安全衛生教育センター（東京・大阪）、等の施設を置いている。

3 任期

平成31年6月1日～平成33年5月31日（再任されることがあります。）

4 職務内容

専務理事は、理事長を補佐し、協会全体の組織及び業務運営に関する企画立案・総合調整、経営戦略及び事業計画の策定を含む当協会の全ての事業運営を統括整理するとともに、特に次の業務を指揮する。

- (1) 職員の人事、労働条件の決定、研修、福利厚生等の人事・労務管理
- (2) 予算及び決算、資産管理等の財務全般
- (3) 規程案その他文書の審査、文書の収受等の文書管理
- (4) 業務実績に係る評価

5 必要な資格、経験等

上記の職務を的確に実施するため、専務理事には、以下の経験等が求められる。

- (1) 相当程度の組織規模を有する民間企業等において、人事・労務管理又は財務担当の役員・管理職としてマネジメントを行った経験を有し、経営基盤の強化と事業の拡大等の課題に意欲を持って取り組むことができる能力を有すると認められる者であること。
- (2) 事業主の自主的な労働災害防止活動の促進を通じて労働災害の防止に寄与するという当協会の使命の達成に向けて、役職員が一体とな

って業務に取り組んでいけるよう、指導力と労働災害の防止に対する熱意を有すると認められる者であること。

- (3) 人格高潔で高い倫理観を有し、法令、内部規程等に基づいた的確な業務を実施するため、自らが先頭に立って役職員へのコンプライアンス意識の徹底を図ることができると認められる者であること。
- (4) 就任日（平成31年6月1日）時点で満65歳未満であること。
- (5) 多様な人材を確保する観点から、行政実務経験、行政機関との調整力については、国家公務員経験者が有利となるため、考慮しない。

6 勤務条件

- (1) 勤務形態 常勤
- (2) 勤務地 当協会本部（東京都港区芝5-35-2）
- (3) 勤務時間等 役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。
- (4) 給与 年収約1,500万円（役員給与規程に基づき支給）
- (5) 福利厚生 健康保険、厚生年金、厚生年金基金、健康診断
- (6) その他 当協会の規程等に定めるところによる。